○農林水産省告示第千三百二十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十七条の六の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百二十号（漁業災害補償法第百四十七条の六の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第一号から第五号までに掲げる漁業についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

表中「一九・九」を「二一・〇」に、「一六・三」を「一七・一」に、「一九・〇」を「一三・五」に、「七・三」を「八・一」に、「八・一」を「一一・七」に改める。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百二十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十七条の六の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百二十一号（漁業災害補償法第百四十七条の六の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第六号及び第七号に掲げる養殖業についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

表中「一一・三」を「一三・三」に、「一三・七」を「一六・〇」に、「六一・三」を「六六・九」に改める。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百二十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十七条の六の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百二十二号（漁業災害補償法第百四十七条の六の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第八号から第十号までに掲げる特定養殖業についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

表中「二〇・二」を「一九・二」に、「二六・八」を「二九・九」に、「二七・八」を「二四・七」に改める。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百二十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十七条の六の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百二十三号（漁業災害補償法第百四十七条の六の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

本則中「二十六・五」を「二十九・七」に改める。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百二十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百十三条の二第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百二十四号（漁業災害補償法第百十三条の二第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める期間を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

本則中「含む」の下に「。以下同じ」を、「三年間」の下に「（同法第百十三条の二第二項に規定する期間のうちに漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十九条ただし書第二号（同規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に定める期間がある場合にあっては、一年から当該期間を除いた期間を除いた期間）」を加える。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百三十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百十三条の二第五項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百二十五号（漁業災害補償法第百十三条の二第五項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき農林水産大臣が定める期間を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

本則中「含む」の下に「。以下同じ」を、「二年間」の下に「（同法第百十三条の二第五項に規定する期間のうちに漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十九条ただし書第二号（同規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に定める期間がある場合にあっては、一年から当該期間を除いた期間を除いた期間）」を加える。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百三十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の十二第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百二十八号（漁業災害補償法第百二十五条の十二第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき農林水産大臣が定める期間を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂